

弘前市地域型ヘルパーサービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弘前市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年弘前市告示第495号）（以下「総合事業実施要綱」という。）の規定に該当する地域型ヘルパーサービス事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 事業は住民ボランティアや特定非営利法人等の地域住民が主体となり、地域課題やニーズ等の実情に応じた住民主体のサービスを提供することで、高齢者の自立した生活環境の維持又は向上を図るとともに、高齢者自らも住民主体サービスの提供者となることにより介護予防を促進し、地域主体による自助・互助の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則及び介護予防・日常生活総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の例による。

2 この要綱において「生活支援」とは、高齢者の居宅における多様な日常生活上の困りごとに対し、地域住民が主体となって行う掃除、洗濯、買い物、ごみ出し、庭の手入れ等の多様な生活援助をいう。

(サービス提供団体)

第4条 事業は、サービスに従事する者が5名以上いる次のいずれかの団体で、第10条第2項に規定する通知を受けたものにより実施する。

- (1) 自治会及び老人クラブその他の地域の組織団体
- (2) 弘前市高齢者ふれあい居場所づくり事業実施団体
- (3) 本市に活動拠点がある特定非営利活動法人及び市民公益活動団体

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかの場合に該当する団体は、サービス提供団体となることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が構成員となっている団体、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体である場合
- (2) 政治活動及び宗教活動を目的とする団体である場合

(3) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党及び推薦、支持、反対することを目的とする団体である場合

（利用者）

第5条 事業によるサービスの提供を受ける者（以下「利用者」という。）は、65歳以上の市民又は総合事業実施要綱の規定に該当する者とする。

（内容）

第6条 事業で提供されるサービスの内容は、第2条に定める目的のために行われる生活支援とする。

2 前項の生活支援の内容は、地域課題やニーズを踏まえ、サービス提供団体が決定することとし、決定に際しては必要に応じて、市及び市が配置する生活支援コーディネーターと連携して判断するものとする。

（実施方法）

第7条 サービス提供団体は、利用者及びその家族、介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）の実施者（以下「介護予防支援事業者等」という。）からの依頼に基づき、利用者と提供するサービスの調整を行った上で、サービスの提供を開始する。

2 サービス提供団体の従事者（以下「従事者」という。）が運転者となり、自家用車又はレンタカー等を活用して移動支援（買い物支援や医療機関受診支援等をいう。以下同じ。）を提供する場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日国自旅第359号）の範囲でのみ運用できるものとする。

3 サービス提供団体は、サービスを提供するに当たり、利用者とサービス内容及び利用者が負担する費用について双方で合意内容を明確にする。

4 サービス提供団体は、サービスを提供した場合は、その都度提供したサービスに関する記録を作成する。

5 利用者が負担する費用は、サービス提供団体が利用者から直接徴収する。

（サービス提供団体の募集）

第8条 市長は当該事業の実施申込に関する事項を規定した「募集要項」を定め、サービス提供団体を募集するものとする。

（実施申込）

第9条 事業を実施しようとする団体は、次に掲げる書類及びその付属資料を市長に提

出するものとする。

- (1) 弘前市地域型ヘルパーサービス事業実施申込書（様式第 1 号）
- (2) サービス従事者名簿（様式第 2 号）
- (3) チラシ等の活動内容がわかる書類
- (4) 団体の会則

（サービス提供団体の審査及び通知）

第 10 条 市長は前条の規定により書類が提出されたときは、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 提供するサービスの内容の妥当性について
- (2) 第 4 条に規定する要件及び募集要項に基づく応募要件の妥当性について
- (3) その他、本事業の実施に必要な事項について

2 市は、前項の審査の結果、当該団体による事業の実施が適当であると認めたときは、弘前市地域型ヘルパーサービス事業実施団体決定通知書（様式第 3 号）により速やかに当該団体に通知する。

（内容変更）

第 11 条 サービス提供団体は、第 9 条第 1 号の申込書の内容に変更があった場合、弘前市地域型ヘルパーサービス事業実施内容変更届出書（様式第 4 号）により、速やかに市に提出しなければならない。

2 前項における審査は前条の規定を準用する。

（休止・廃止）

第 12 条 サービス提供団体は、事業を休止し、又は廃止しようとする場合は、弘前市地域型ヘルパーサービス事業休止・廃止届出書（様式第 5 号）により、速やかに市長に届け出なければならない

2 前項の規定にかかわらず、市長は、サービス提供団体が次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供団体による事業を休止させ、又は廃止させることができる。

- (1) サービス提供団体が第 4 条第 1 項各号のいずれかの団体でなくなった場合又は同条第 2 項各号のいずれかに該当することとなった場合
- (2) サービス提供団体が第 19 条の規定に違反し、かつ市長の是正指示に従わない場合
- (3) その他事業の実施が不適當であると市長が認めた場合

3 市長は、第 1 項の規定により届出があったとき又は前項の規定によりサービス提供団体による事業を休止させ、若しくは廃止させることとしたときは、弘前市地域型へ

ルパーサービス事業実施団体休止・廃止決定通知書（様式第6号）により、当該サービス提供団体に通知する。

（補助金の交付）

第13条 市長は、総合事業実施要綱の規定に該当するサービス提供団体に対し、補助金の交付を行うものとする。この場合において、補助金の交付手続きについては、市長が別に定める。

（公表）

第14条 市長は、次の各号に掲げる事項を、サービス提供団体ごとに公表する。

- (1) サービス提供団体の概要（名称、住所、連絡先等）
- (2) 提供内容
- (3) 提供時間
- (4) 提供範囲
- (5) 利用者が負担する費用
- (6) 利用に関する連絡先
- (7) その他サービス利用に関して必要な事項

（従事者の条件）

第15条 従事者は、高齢者への適切な対応や個人情報保護、衛生管理等に必要となる基礎知識の習得を目的として、市等が主催する研修を受講した者とし、移動支援の運転者となる従事者は、交通事故及び移動支援業務の事故防止に関する知識の習得を目的として、市等が主催する安全運転講習を受講した者とする。

（サービス提供団体の責務）

第16条 サービス提供団体は、事業によるサービスを適切かつ安全に提供するため、従事者に対して、次の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 安全なサービス提供を行うことを目的とした関連研修の受講
 - (2) 従事者の健康状態の管理
 - (3) 個人情報の適切な管理（個人情報の保護、情報セキュリティ）
- 2 サービス提供団体は、事業の周知や確保等を目的とした普及啓発及び従事者の資質向上に取り組むものとする。
- 3 サービス提供団体は、地域との結び付きを重視するとともに、市及び介護予防支援事業者等の関係機関と連携した運営を行うものとする。
- 4 サービス提供にあたり発生する事故等については、サービス提供団体の責務において適切に対応するものとする。

(保険の加入)

第17条 市は、サービス提供団体が生活支援を提供する場合、その活動を補償範囲とする傷害保険等に参加する。ただし、活動を保障範囲とする損害賠償保険又は移動支援を提供する場合の使用車両に関する保険等は、サービス提供団体が加入する。

(記録・保存)

第18条 サービス提供団体は、サービスの提供に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存しなければならない。

2 サービス提供団体は、前項に規定するもののほか、会計に関する記録、事故の状況及び処置に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存しなければならない。

(遵守事項)

第19条 サービス提供団体は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 従事者の衛生及び健康管理

従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じること。

(2) 秘密保持

従事者又は従事者だった者が、正当な理由がなく当該事業で知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

(3) 緊急時の対応

サービス提供時、利用者に病状の急変等が生じた場合、救急車の手配や主治医への連絡等、速やかに必要な対応をとること。

(4) 事故発生に係る対応

利用者に対するサービスの提供において事故が発生した場合、次の対応をとること。

ア 市及び利用者の家族や介護予防支援事業者等に連絡し、その指示に従うこと。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録し、後日速やかに市へ報告すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償及び傷害保険等にかかる手続きを行うこと。

(苦情処理)

第20条 サービス提供団体は、提供したサービスに係る利用者及びその家族、介護予防支援事業者等からの苦情に適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 サービス提供団体は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録

しなければならない。

(報告及び調査)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に報告を求め、調査することができる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附 則 (令和3年7月16日)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。